

地方拠点強化税制の拡充について

【担当省庁：内閣府、厚生労働省、経済産業省】

東京一極集中を是正し、安定した雇用の創出を通じた地方への人の流れをつくるため、以下の施策を講じていただきたい。

- 「拡充型」事業の支援対象外となっている準地方活力向上地域（京都市の一部）について、対象地域とすること
- 「移転型」事業の適用要件を、首都圏からの移転も含む等、東京23区内からの移転に限定しない緩和措置

京都府 の担当課	商工労働観光部 産業立地課(075-414-4848)
-------------	-----------------------------

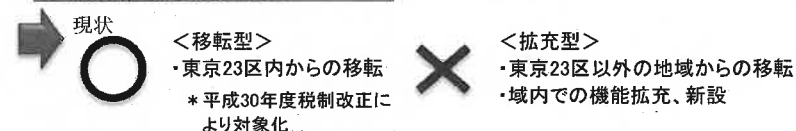
■ 準地方活力向上地域（京都市の一部）



※京都市の市街地のほとんどが準地方活力向上地域となっており、

①当該地域内に本社機能を置く多数の有力企業が本社機能等の拡充を行う際に地方拠点強化税制の優遇を受けることができない。

②東京23区以外の地域からの本社等の移転は支援対象外であるため、企業からの関心の高い地域であるにも関わらず、首都圏を含む府外からの本社移転が進みにくい。



<京都市の準地方活力向上地域内に本社機能等を有する主な企業>

京セラ(株)、(株)SCREENホールディングス、オムロン(株)、NISSHA(株)、任天堂(株)、(株)トーセ、ローム(株)、日本新薬(株)、(株)島津製作所、日東精工(株)、日新電機(株)、(株)ニッセンホールディングス、(株)ワコールホールディングス、三洋化成工業(株)、SGホールディングス(株)、宝ホールディングス(株)、ニチコン(株)、ワタベウエディング(株)、(株)ジーエス・ユアサコーポレーション、村田機械(株)、(株)堀場製作所 等

■ 税制支援措置

	拡充型事業	移転型事業
設備投資減税	特別償却15% 又は税額控除4%	特別償却25%又は税額控除7%
雇用促進税制	地方の事業所における雇 用者増加数1人当たり最 大60万円の税額控除(法 人全体の雇用量増加数が 上限)	拡充型の支援措置に加え、東京23区からの転 入者を含む地方の事業所の雇用量増加数1人当 たり30万円を税額控除(最大3年間) ※法人全体又は本社機能の雇用量数が減少した 年以降は不適用

■ 京都府の状況（平成27年度に地域再生計画を策定）

- ▶ 地方活力向上地域特定業務施設整備計画（全て「拡充型」）6件を⑩までに認定
 - （ヤマウチ(株)（福知山市）、(株)村田製作所（長岡京市）、(株)ユーシン精機（京都市）
 - （日本電産(株)（本社アネックス/京都市、向日市）、日本電産(株)（研究所/精華町）
 - （株）金山精機製作所（京都市）

■ 京都府の本社等誘致の取組

- ▶ 京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金（平成30年度予算1,724百万円）
- ▶ 特定業務施設等の用に供する不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税（平成27年度～）